3 調剤報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1部 調剤報酬		
第1節 調剤技術料		
00 調剤基本料 (処方せんの受付1回につき)		
【注の見直し】	注3 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に 規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数 (注1に該当する場合には注1に掲げる点数)に加算する。イ 後発医薬品調剤体制加算1 6点 ロ 後発医薬品調剤体制加算2 13点 ハ 後発医薬品調剤体制加算3 17点	注3 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に 規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数 (注1に該当する場合には注1に掲げる点数)に加算する。イ後発医薬品調剤体制加算1 5点口後発医薬品調剤体制加算2 15点ハ後発医薬品調剤体制加算3 19点

と等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料(区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料及び区分番号11に掲げる薬剤情報提供料を除く。)は算定しない。

と等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料(区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料を除く。)は算定しない。

0 1 調剤料

【注の見直し】

- 注 6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は 、各区分の所定点数に1調剤につき(イの (1)に掲げる場合にあっては、投与日数が7 又はその端数を増すごとに)それぞれ次の 点数(予製剤による場合はそれぞれ次に掲 げる点数の100分の20に相当する点数)を加 算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める 薬剤については、この限りでない。
 - イ 内服薬及び屯服薬(特別の乳幼児用製 剤を行った場合を除く。)
 - (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆 粒剤又はエキス剤の内服薬 20点
 - (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆 粒剤又はエキス剤の屯服薬 90点
 - (3) 液剤 45点
 - ロ 内服薬及び屯服薬(特別の乳幼児用製 剤を行った場合に限る。)
 - (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆

注6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は 、各区分の所定点数に1調剤につき(イの (1)に掲げる場合にあっては、投与日数が7 又はその端数を増すごとに)それぞれ次の 点数(予製剤による場合はそれぞれ次に掲 げる点数の100分の20に相当する点数)を加 算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める 薬剤については、この限りでない。

イ 内服薬及び屯服薬

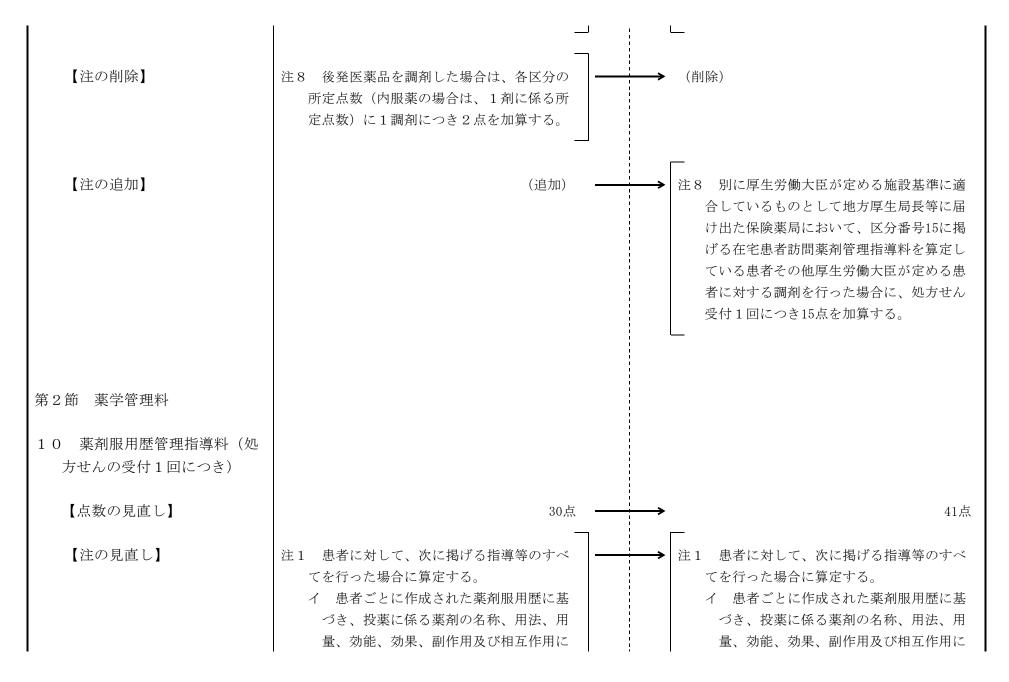
- (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆 粒剤又はエキス剤の内服薬 20点
- (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆 粒剤又はエキス剤の屯服薬 90点
- (3) 液剤 45点

粒剤、エキス剤 120点 (2) 液剤 75点 ハ 外用薬 口 外用薬 (1) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ (1) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ ップ剤、リニメント剤、坐剤 90点 ップ剤、リニメント剤、坐剤 90点 (2) 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 (2) 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 75点 75点 45点 (3) 液剤 45点 (3) 液剤 2種以上の薬剤(液剤、散剤若しくは顆 注7 2種以上の薬剤(液剤、散剤若しくは顆 粒剤又は軟・硬膏剤に限る。)を計量し、 粒剤又は軟・硬膏剤に限る。)を計量し、 かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬又 かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬又 は外用薬を調剤した場合は、所定点数に、 は外用薬を調剤した場合は、所定点数に、 1調剤につきそれぞれ次の点数(予製剤に 1調剤につきそれぞれ次の点数(予製剤に よる場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分 よる場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分 の20に相当する点数)を加算する。ただし の20に相当する点数)を加算する。ただし 、注6に規定する加算のある場合又は当該 、注6に規定する加算のある場合又は当該 薬剤が注6のただし書に規定する別に厚生 薬剤が注6のただし書に規定する別に厚生 労働大臣が定める薬剤である場合は、この 労働大臣が定める薬剤である場合は、この 限りでない。 限りでない。 イ 特別の乳幼児用製剤を行った場合 イ 液剤の場合 35点 (1) 液剤の場合 散剤又は顆粒剤の場合 45点 75点 ハ 軟・硬膏剤の場合 散剤又は顆粒剤の場合 90点 80点 (3) 軟・硬膏剤の場合 80点 ロ イ以外の場合 (1) 液剤の場合 35点 散剤又は顆粒剤の場合 45点

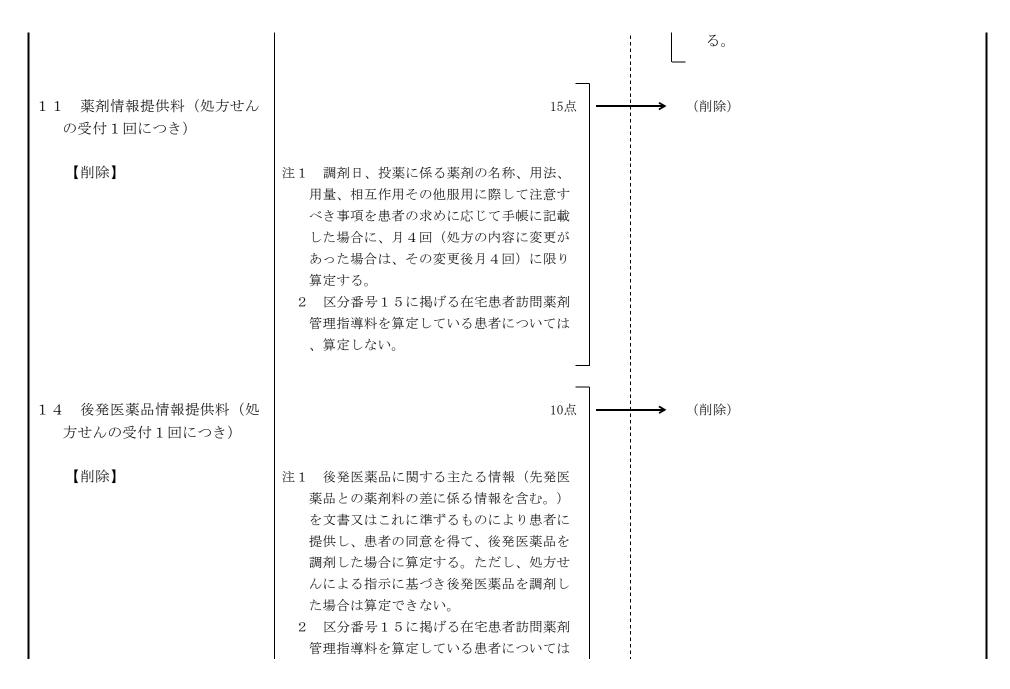
80点

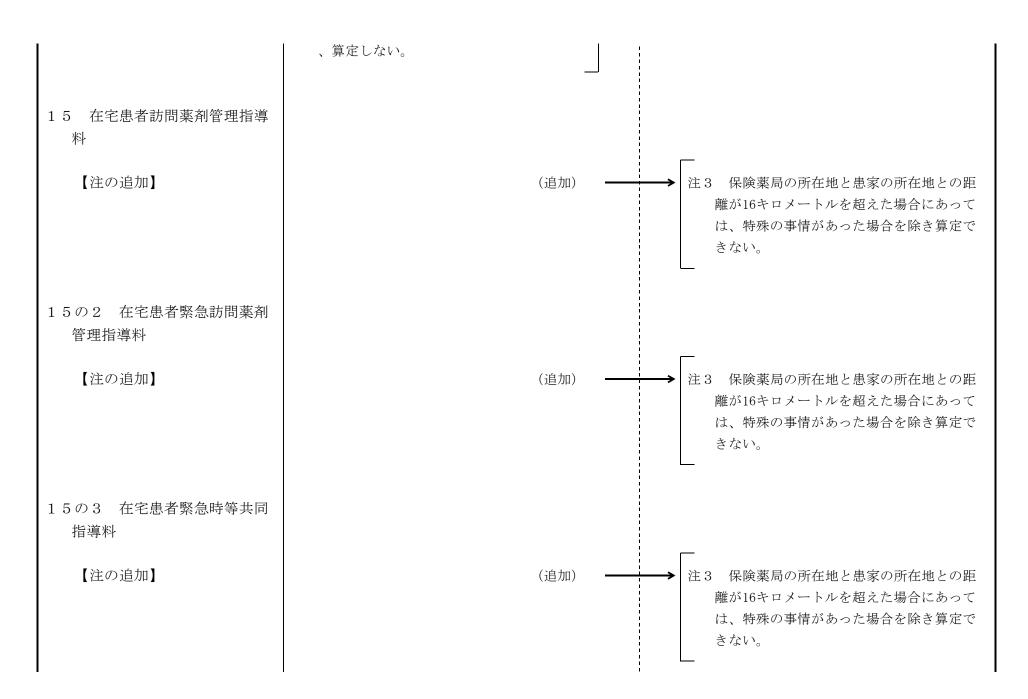
軟・硬膏剤の場合

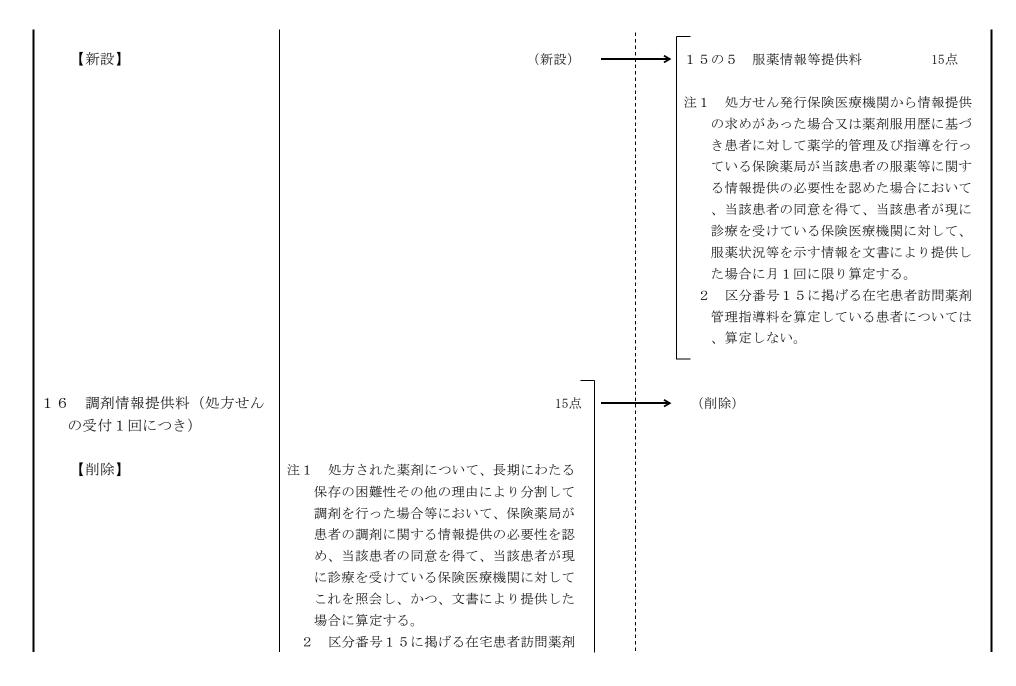
【注の見直し】



関する主な情報を文書又はこれに準ずる 関する主な情報を文書又はこれに準ずる ものにより患者に提供し、薬剤の服用に もの(以下この表において「薬剤情報提 関して基本的な説明を行うこと。 供文書」という。) により患者に提供し 、薬剤の服用に関して基本的な説明を行 うこと。 ロ 処方された薬剤について、直接患者又 ロ 処方された薬剤について、直接患者又 はその家族等から服薬状況等の情報を収 はその家族等から服薬状況等の情報を収 集して薬剤服用歴に記録し、これに基づ 集して薬剤服用歴に記録し、これに基づ き薬剤の服用等に関して必要な指導を行 き薬剤の服用等に関して必要な指導を行 うこと。 うこと。 ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法 、用量、その他服用に際して注意すべき 事項を手帳に記載すること。 ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、 患者又はその家族等からの情報により、 これまでに投薬された薬剤のうち服薬し ていないものの有無の確認を行うこと。 ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る 薬剤に対する後発医薬品に関する情報 (後発医薬品の有無及び価格に関する情 報を含む。) を患者に提供すること。 【注の追加】 注5 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して (追加) 必要な情報等を直接患者又はその家族等 に確認した上で、患者又はその家族等に 対し、服用に関して必要な指導を行い、 かつ、当該指導の内容等を手帳に記載し た場合には、所定点数に5点を加算す







管理指導料を算定している患者については 、算定しない。 17 服薬情報提供料 15点 (削除) 【削除】 注1 処方せん発行保険医療機関から情報提供 の求めがあった場合又は薬剤服用歴に基づ き患者に対して薬学的管理及び指導を行っ ている保険薬局が当該患者の服薬に関する 情報提供の必要性を認めた場合において、 当該患者の同意を得て、当該患者が現に診 療を受けている保険医療機関に対して、服 薬状況を示す情報を文書により提供した場 合に月1回に限り算定する。 2 保険薬局が患者の服薬指導に関する情報 提供の必要性を認め、当該患者の同意を得 て、当該患者が現に診療を受けている保険 医療機関に対して、当該患者に対する服薬 指導等の内容を示す文書を添えて必要な情 報を提供した場合は、所定点数に15点を加 算する。 3 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤 管理指導料を算定している患者については 、算定しない。